

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十四号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備

に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第一条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年広島県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改める。
(修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部改正)

第二条 修学資金等の返還債務の免除に関する条例(昭和四十年広島県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

本則の表看護職員修学資金の項修学資金等の種類の欄中「第七条第一項に規定する重症心身障害児施設、同条第六項」を「第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設、同法第六条の二第三項」に改める。

(広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部改正)

第三条 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条の表二の項及び三の項を次のように改める。

二 若草園	1 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設及び同法第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センターとして、肢体不自由児を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えること。 2 肢体不自由者に対し、障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第六項に規定する療養介護を行うこと。
三 若草療育園	1 児童福祉法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設として、重度の知的障害及び重度の肢

体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行うこと。

2 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している十八歳以上の者に対し、障害者自立支援法第五条第六項に規定する療養介護を行うこと。

第三条の表四の項中「障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十三项」を「障害者自立支援法第五条第十二項」に改める。

第九条第一項中「肢体不自由児施設若草園」を「若草園」に、「重症心身障害児施設若草療育園」を「若草療育園」に改め、「又は第六十三条の三第一項」を削る。

別表第一中「肢体不自由児施設若草園、重症心身障害児施設若草療育園」を「若草園、若草療育園」に改め、同表四の項中「第二十九条第三項」を「第二十九条第三項第一号」に改め、同表中九の項を十一の項とし、六の項から八の項までを二項ずつ繰り下げ、同表五の項中「第二十四条の二第二項」を「第二十四条の二第二項第一号」に改め、同項を同表七の項とし、同表四の項の次に次の二項を加える。

<p>五 療養介護診療料</p>	<p>障害者自立支援法第五十八条第三項第一号に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額</p>
<p>六 療養介護食事療養料</p>	<p>障害者自立支援法第五十八条第三項第二号に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額</p>

（広島県立福山若草園設置及び管理条例の一部改正）

第四条 広島県立福山若草園設置及び管理条例（昭和五十三年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条の表一の項中「第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設」を「第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センター」に改め、「入所させて、これを」を削り、同表中

「法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設として、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童及び十八歳以上の者を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行うこと。」

を

1 法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施

設として、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行うこと。

2 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している十八歳以上の者に対し、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第六項に規定する療養介護を行うこと。

に改める。

第六条中「又は第六十三条の三第一項」を削る。

別表第一三の項中「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第三項」を「障害者自立支援法第二十九条第三項第一号」に改め、同表中七の項を九の項とし、六の項を八の項とし、五の項を七の項とし、同表四の項中「第二十四条の第二第二項」を「第二十四条の二第二項第一号」に改め、同項を同表六の項とし、同表三の項の次に次の二項を加える。

四 療養介護診療料	障害者自立支援法第五十八条第三項第一号に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額
五 療養介護食事療養料	障害者自立支援法第五十八条第三項第二号に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額

（広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例の一部改正）

第五条 広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例（昭和五十六年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号を次のように改める。

二 わかば療育園

第三条第二項第一号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設として、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童（以下「重症心身障害児」という。）を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行うこと。

第三条第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「重症心身障害児等」を「重症心身障害児」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している十八歳以上の者に対し、障害者自立支援法第五条第六項に規定する療養介護を行うこと。

第四条第二項第二号及び第五条第一項中「重症心身障害児施設わかば療育園」を「わかば療育園」に改める。

第七条第一項中「重症心身障害児施設わかば療育園」を「わかば療育園」に改め、「(昭和二十二年法律第百六十四号)」及び「又は第六十三条の三第一項」を削り、同条第二項中「重症心身障害児等」を「重症心身障害児」に改める。

別表第一中「重症心身障害児施設わかば療育園」を「わかば療育園」に改め、同表三の項中「第二十九条第三項」を「第二十九条第三項第一号」に改め、同表中八の項を十の項とし、五の項から七の項までを二項ずつ繰り下げ、同表四の項中「第二十四条の第二項」を「第二十四条の第二項第一号」に改め、同項を同表六の項とし、同表三の項の次に次の二項を加える。

四 療養介護診療料	障害者自立支援法第五十八条第三項第一号に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額
五 療養介護食事療養料	障害者自立支援法第五十八条第三項第二号に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額

(広島県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)

第六条 広島県障害者介護給付費等不服審査会条例(平成十八年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第九十八条第一項」の下に「(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第五十六条の五の五第二項の規定により準用する場合を含む。)」を加え、「法及び障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号。以下「政令」という。)」を「法、障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)及び児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)」に改める。

第二条第一項中「法第九十七条第一項」の下に「及び児童福祉法第五十六条の五の五第一項」を加え、同条第二項中「法第九十七条第一項」の下に「及び児童福祉法第五十六条の五の五第一項」を加え、同項第二号中「法第二十九条第四項の規定による利用者の負担上限月額に関する決定など」を「法第二十九条第三項第二号、児童福祉法第二十一条の五の三第二項第二号又は同法第二十一条の五の四第二項の政令で定める額等」に改める。

第三条第一項中「五人」を「五人以上十五人以内」に改め、同条第二項を削る。

(児童福祉法及び障害者自立支援法に基づく過料に関する条例の一部改正)

第七条 児童福祉法及び障害者自立支援法に基づく過料に関する条例(平成十八年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第六十二条の三」を「第六十二条の六」に改める。

第二条第一項中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同条第二項中「第五十七条の三第一項」を「第五十七条の三第二項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定による改正前の修学資金等の返還債務の免除に関する条例本則の表看護職員修学資金の項修学資金等の種類の欄に規定する重症心身障害児施設において看護職員に従事した期間を、この条例による改正後の修学資金等の返還債務の免除に関する条例(次項において「新返還免除条例」という。)本則の表看護職員修学資金の項修学資金等の種類の欄に規定する医療型障害児入所施設において看護職員の業務に従事した期間とみなす。

3 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号。以下この項において「つなぎ法」という。)の施行の際現につなぎ法第五条の規定による改正前の児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下この項において「旧児童福祉法」という。)第七条第一項に規定する重症心身障害児施設であつてつなぎ法附則第二十七条の規定により障害児入所施設に係る指定を受けたものとみなされる施設において看護職員として就業し、又は就業しようとする者については、当該施設の同条に規定する旧児童福祉法第二十四条の十第二項に規定する指定の有効期間の残存期間と同一の期間のうち当該者が当該施設において看護職員の業務に従事する期間にあつては、新返還免除条例本則の表看護職員修学資金の項修学資金等の種類の欄に規定する医療型障害児入所施設における看護職員の業務に従事する期間とみなす。